

平成30年 第24回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成30年12月25日（火）午後1時

場 所：教育委員会室

教育長	齊 藤 猛
教育長職務代理者	石 井 正 治
委員	古 卷 勲
委員	上 野 操
委員	松 原 秀 成

事務局	教育推進課長事務取扱	
	教育委員会事務局参事	柴 田 靖 弘
	学校配置計画課長	川 勝 賢 治
	学務課長	植 田 光 威
	指導室長兼教育研究所長	市 川 茂
	学校施設担当課長	石 塚 修
	統括指導主事	松 塚 智加子

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡 田 隆 史
	同 主査	志 村 一 彦

<p>斉藤教育長</p>	<p>開会時刻 午後1時</p> <p>ただいまから、平成30年第24回教育委員会定例会を開催します。 本日は1名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、傍聴人の入室を許可します。</p> <p>〔傍聴人入室〕</p>
<p>教育長</p>	<p>日程第1、署名委員を決定します。石井委員と古巻委員にお願いします。 続いて日程第2、議案の審議に参ります。 はじめに、第45号議案、江戸川区私立高等学校、私立大学等入学及び海外留学資金融資あっせん規則の一部改正についてを審議いたします。内容につきましては、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>柴田教育推進 課長事務取扱 教育委員会 事務局参事</p>	<p>第45号議案、江戸川区私立高等学校、私立大学等入学及び海外留学資金融資あっせん規則の一部改正についてでございます。お手元に新旧対照表の案としまして、横版で3枚、そして、別様式の案2枚、新旧対照表でお配りしてございます。今回の改正でございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。</p> <p>まず、第一条におきまして、これまで「外国の学校に入学する者」というような表記を使っておりましたけれども、「海外留学する者」ということで文言を整理させていただいております。</p> <p>そして、第二条におきましては、2行目「次の各号」と書いてございますが、これにつきましては、他の条でも同様でございますけれども、「次に掲げるもの」ということで文言の整理をさせていただいております。</p> <p>続いて、第二項におきまして、これまでは第一号で「外国の学校 前項各号に規定する学校に相当する外国の学校をいう。」というふうに記載をしておりましたけれども、これを削除いたしまして、第2号にございます「海外留学 前号に規定する学校」というものを第1号といたしまして、左側「海外留学 前項各号に規定する学校に相当する外国の学校」という形で整理をさせていただきます。</p>

そして、第4号にございました「区長が指定する江戸川区の」とありますけれども、これを「江戸川区長(以下「区長」という。)」ということで整理をさせていただいております。

続いて、一番下、第四条でございます。第四条では「融資のあっせんを受けることができる者は、第二条に規定する」とございますけれども、この部分を削除させていただき、「私立高等学校、私立大学等」ということで整理をさせていただくということで、同様に「次の各号」につきまして、削除と。

続いて、第五条のやはり第一項におきまして、「次の各号」というものを削除。そして、第六条におきましては、「次の各号」を削除いたしまして、「第一号様式による江戸川区私立高等学校、私立大学等入学及び海外留学資金融資あっせん」と正式に名称を記載させていただいております。

続きまして、次の3ページ目をごらんいただきたいと思います。これまで「うえ」と平仮名表記であったものを漢字表記。そして、同様にこの資金の名称、正式名称を第二号様式の中に加えさせていただいております。

続いて、第二項につきましても、第三号様式についても、この事業名を正式に記載をさせていただいている部分でございます。

第八条では、同じく平仮名の「うえ」を漢字の「上」。そして、次のページの第十三条も「次の各号」という部分を削除。第十四条第一項も同様に「次の各号」を削除。

最後に5ページ目でございますが、「様式(別紙のとおり改める。)」とございます。様式でございますが、次に2枚おつけしてございます。第1号様式、第2号様式でございます。囲みでお示ししてございますが、これは性別の欄を削除したものでございます。第1号、第2号ともに同様に性別の欄を削除したものでございます。

なお、この付則によりまして、この規則は、公布の日から施行するというものでございます。今、予定しておりますのは、12月28日ということで施行日を予定しております。

今回の主な規定の変更につきましては、実は最後に申し上げました様式でございます。性別の記載というものにつきまして、以前から必要性をいま一度見直すといった江戸川区全体での流れの中で、今年のうちこうした条例、規則、要綱等の規定があれば、それを整理しますということでの流れでございます。その規定の中で、別紙様式が別に定めるといような記載の場合には、特にこうした改正は必要としてございません。

それから、もう一点、今回の私どもの様式にはなかったんですけれども、元号が来年の5月1日から変わるということを受けまして、もし年号の規定

	<p>がある場合には、その部分も同時に改正をするということでの総務からの通知がございましたけれども、私どもの様式の中には元号の記載はございませんでしたので、性別の記載の部分を改正させていただき、同時に改正時にはこうした文言整理もあわせて行うということで、今回、改正をさせていただいたものでございます。こちらについての説明は以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。もう一回確認なんですけれども、内容は、様式から男女を削ったのがメインで、それ以外は全部文言整理、江戸川区の条例規則改正の考え方は、文言整理は何か改正があったときにまとめてやりましょうということなので、あわせて今回文言整理もやりますということですね。</p>
教育推進課長	<p>おっしゃるとおりでございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。以上の説明につきまして、何か質問、意見などはございますか。</p>
上 野 委 員	<p>今、文言整理の件ですけど、「の各号」というのはとって、「うえ」という平仮名を「上」という漢字にしたと。これは何か意味があるのですか。</p>
教育推進課長	<p>これまでもこうした法制の執行につきまして、文言整理がされてきたところでございます。江戸川区として、公文書でのこうした法規の記載について統一を図るということがその都度行われてまいりましたけれども、今回もその上で、先ほど教育長からもお話あったとおり、改正の時点で整理をしていくという考え方から、今回変えさえていただいたというものでございます。</p>
上 野 委 員	<p>意味内容は変わらないと理解していいのですか。</p>
教育推進課長	<p>そのとおりでございます。</p>
松 原 委 員	<p>説明ありがとうございます。2ページ目の第6条のところ、2行目ですかね。「第一号様式による」という、「各号」をとったということなんですけど、ここは生きるということですかね、第一号。</p>
教育推進課長	<p>第一号というのは、これは様式の番号という位置づけでございます、第一号様式が第二、第三までありますので、第一号様式、第二号様式、様式に</p>

	ついでに番号というふうになってございます。
松原委員	わかりました。同じく「江戸川区私立高等学校」、この表現は前のやつと同じなのですか。
教育推進課長	実は、これまで別紙ということで使っていた様式の正式名称がこのような正式名称になっておりまして、これまでこれが表記されていなかったということでございますので、ここで改めて正式の申込書、それから、あっせん書といったものを文言整理させていただくということでございます。
松原委員	私は拝見していて、「江戸川区私立高等学校」というと江戸川区内の私立学校というふうに読めたんですけど、そういう意味ですか。違うんですかね。
教育推進課長	江戸川区というのにかかっているのは、融資あっせん制度自体です。
松原委員	全ての私立学校という意味ですよ。
上野委員	江戸川区内にある学校以外でも。
教育推進課長	そうです。この融資制度自体は、区内の私立高校、大学ということではなく、もちろん区民であれば他の区にある私立高校、その入学のための資金として融資をあっせんするという制度になってございます。
上野委員	そうすると、その次の私立大学等入学、私立の前にも江戸川区というのにかかっているのですか。
教育推進課長	この江戸川区というの融資あっせんという部分に当たっておりますので、江戸川区の私立大学ということではございません。かかっておりません。
上野委員	いいんだけど、だから、そういう意味で江戸川区私立高等学校と関連はしているわけでしょう。
教育推進課長	はい。
上野委員	それと、その次の「私立大学等入学及び」と書いてありますよね。これは

	<p>私立大学ですよね。いわゆる江戸川区というものがその後の私立高等学校、あるいは私立大学にかかっているのですか。</p>
教育推進課長	<p>説明が悪いのでしょうか。私立高校であったり私立大学であったり海外留学であったり、こうした各種学校入学の資金のためのあっせん融資を江戸川区で行っていますという意味での江戸川区というのが頭についています。</p>
上野委員	<p>石井委員これどうですか、表現として点打つとか。江戸川区何とか方式というならば、固有名詞になるんだけど、江戸川区がやっているという意味でしょう。第一号様式というのはどこなんですか。</p>
教育推進課長	<p>第一号様式は、先ほどの別紙で横版で新旧のものです。</p>
上野委員	<p>だから、江戸川区によると、区が主催しているという意味なんでしょう。</p>
教育推進課長	<p>そうです。</p>
上野委員	<p>そうやらないと、江戸川区による私立高等学校及び私立大学というふうにしないと、江戸川区何々学校、点、とまた次やると別記になっちゃうから、それだったら、やっぱり私立大学のほうにも江戸川区というのを入れないと読み間違えるんじゃないかなと、我々の癖でね。</p>
教育長	<p>そうしたら、今のご議論の内容について文書担当部署ともう一回話しますので、こっちでお預かりをさせていただいて確認の上、進めさせていただきます。</p>
石井委員	<p>ちょっとお伺いしたんですけど、外国の学校に6カ月以上通学することを海外留学という、そういうことなんですけれども、ちょっと考えましたのは、本拠地が大学にある、でも日本に連携校、提携校があるというような場合が、外国の学校の場合幾つかあると思うのですが、それはどういう扱いに、海外留学という扱いになるのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>これは入学資金のあっせんということで基本的に考えておりますので、その大学に入学する際の資金ということであれば、大学の海外留学という扱いではないということになると思います。</p>

石井委員	例えば、アメリカにA大学という大学があるとします。A大学が日本に拠点校を持っている、そういう場合、日本の拠点校に入学するというのは海外留学になりますか、なりませんかということなんです。
教育推進課長	海外留学ということでわかっている場合には、海外留学扱いでその申請をいただくことができます。
石井委員	文書でいきますとそういうふうに取り扱われるんですね。第一条で海外留学としていますが、海外留学は何かというのが第二条第二項の「海外留学前項各校に規定する学校に相当する外国の学校」なんですね。だから、外国の学校というのが日本にあっても成立する文言だなというふうに感じたのでお伺いしました。
上野委員	じゃあ、最初から国内にある外国の学校でも、そこへ入る場合には海外留学になるんですか。
石井委員	私はそういうふうに取り扱いました。
上野委員	日本国外には出なくても日本国内の外国の大学であれば、それはこの補助金を受けると。
石井委員	受ける権利があるというふうに考えていて、質問なんですけど、実際にそういうケースはこれまでにありましたでしょうか。
教育推進課長	実際に外国にある学校はございます。国内という場合に、それは国内での通う学校についても大学ということで、実際その場合には海外留学という申請ではいただいておりません。ただ、金額としては200万円までということで必要経費の上限が200万円、その内数の必要経費ということで申請をいただいております。
上野委員	それは外の大学でしょう。
教育長	話題になっているのは、海外、例えばアメリカに拠点のある大学の、例えば学部でも何でもいいですけど、それが日本に、東京にあったときでも該当

上野委員	<p>しますよねというお話だと思うんですけど。</p> <p>この文章から言うと該当しないと思うんだけど。海外という言葉は国内と海外だから属地的な問題で法的に言うと。それから、留学だとか何だとかというのは別として、要するに外国にある大学で、日本にあるという、そういう場合とは違うと思うんですよね。大学の主体が要するにアメリカ立なのか日本国立なのかの違いであって、海外だ国内だという概念は、法律では原則として属地主義というふうに言っていますけどね。だから、それは括弧して書いておいてくれればそれでいいわけですよ。これは制度の趣旨からすると、なるべく援助してあげたいというふうに解釈するべきで、だとすると石井委員のような考えの解釈がありますね。文章上の表現はその辺も検討してもらった方がいいですね。</p>
教育長	そこは一応もう一度、再度確認をしてもらおうということでもいいですか。
教育推進課長	わかりました。
教育長	<p>それ以外は何かございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>他になれば、第45号議案は確認の上、決定をするということにさせていただきますがよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長	<p>それでは、そのように決定いたします。</p> <p>続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。はじめに、教育委員会後援名義使用承認についての報告に入ります。2件ありますので、続けて説明をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>教育委員会後援名義の使用承認につきまして、教育推進課から2点、ご報告を申し上げます。</p> <p>1点目でございますが、2019人権のつどい。申請者は人権のつどい実行委員会代表でございます。事業目的・概要ですが、部落差別の撤廃について考える場として、広く区民に人権尊重思想の普及高揚を図る。これまで教育委員会では17回の後援名義の申請、そして、同じく区に対しての後援名義の申請がされてございます。実施日時は31年2月1日(金)、亀戸文化セ</p>

	<p>ンターホールにおきまして、一般区民を対象に行われます。経費の徴収ですが、参加費として1,000円の徴収がございます。</p> <p>2点目でございます。第36回伝統工芸展。申請者は江戸川伝統工芸保存会会長。教育委員会、36回目、同じく江戸川区も36回目の申請となります。事業の目的・概要ですが、伝統工芸の保護育成と伝統工芸作品を広く区民の方に理解し、親しんでいただくための作品発表展示会。実施日時でございますが、31年2月6日(水)から12日(火)まで、タワーホール船堀展示ホール1におきまして、一般区民を対象に開催をされます。賞状・副賞等につきまして、教育委員会賞の賞状・副賞がございます。後援の内容といたしましては、名義の使用、そして、会場提供、それから、プログラム印刷、ポスター印刷、広報えどがわ掲載、ホームページ掲載といった内容となっております。報告は以上でございます。</p>
教 育 長	<p>今2件ご報告してもらったんですけども、前回との変更点というのはあるのですか。</p>
教育推進課長	<p>特に変更はございません。</p>
教 育 長	<p>実施の日付が変わるだけということでもいいんですね。以上の点につきまして、何か質問、意見などはございますでしょうか。</p>
上 野 委 員	<p>ちょっと教えてもらいたいのですが、この主催者の人権のつどい実行委員会代表、実行委員会というのは、ここで言っているのは全国的な組織を言っているのですか。それとも江戸川区内だけのことを言っているのですか。</p>
教育推進課長	<p>お手元に企画書を1枚おつけしてさせていただいておりますが、この4番で実施主体とございますけれども、この実行委員会代表、括弧書きで構成団体といたしまして部落解放江東共闘会議議長とございます。江東ブロックの会議体の代表ということでございます。</p>
上 野 委 員	<p>だから、全国的な組織があって、その中の江東ブロックという意味ですか。</p>
教育推進課長	<p>そのとおりでございます。</p>
上 野 委 員	<p>関連していいですか。今日の後援名義使用申請一覧の中で、事業の対象と</p>

教育推進課長	<p>範囲が一般区民と書いてありますよね。この一般区民というのは江戸川区民だけを言っているのか、23区全部を言っているのですか。</p>
上野委員	<p>この江東の共闘会議ということで、江東5ブロックがエリアとなっております。</p>
上野委員	<p>江東の5ブロック、これだけだと丁寧じゃないですね。その表現は。江戸川区民だけなのか23区なのか。江東の5ブロックだというのは主催者から当然出てくるんだという言い方だとすると。</p>
教育長	<p>ここは確認の上、追記をするようにいたします。次回からはそこを明確に入れてもらうということで、それも要望するようにいたします。江東5区の区民一般ですね。</p>
上野委員	<p>人権のつどい実行委員会というのは、全国的組織なのですか。私、余り知らないですけども。</p>
教育長	<p>これは江東ブロックではあるのですが、全国であるのかな。そこもちょっと確認をするようにします。どこもこういうのをやっているというのは聞いていますが、ただ、それが全国で共通しているかどうかわかりませんので、そこは確認の上、ご報告いたします。</p>
石井委員	<p>伝統工芸展のほうなんですけれども、教育委員会でも区でも36回目ということで、もちろん私たちも知ってはおりますが、企画書は添付していただいたほうがいいかな、1枚もので構いませんので、やはりきっちりとそのたびに見せていただくというような、そういう態度でありたいなと思いますので、お願いします。</p>
教育長	<p>そのほかよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長	<p>それでは、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>続いて、平成30年度児童・生徒の学力向上を図るための調査についての報告をお願いします。</p>

市川指導室長	<p>それでは、児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果についてでございます。資料は2部ございまして、小学校のもの、それから、中学校のものとなっております。</p> <p>まず、小学校のほうからお願いしたいと思います。こちらは小・中共通なのですが、調査日は本年7月5日でございます。調査対象は、小学校については5年生の児童全員が対象となっております。その他、調査目的、それから、調査内容については表紙をごらんいただければと思います。</p> <p>国の調査と大きく違う点は、小学校においては、国語、社会、算数、理科の4教科を毎年行うということでございます。中学校については、国語、社会、数学、理科、英語の5教科で毎年行っているものでございます。</p> <p>それでは、主な結果についてご案内したいと思います。まず、小学校のほうからですが、おめくりいただいて1ページをお願いしたいと思います。</p> <p>こちらは小学校の国語の結果の概要になります。正答数分布のところをごらんいただきたいと思います。こちらは全国のときにもご案内したとおりでございます。今回、対象としているのが、江戸川区が棒グラフ、それから、東京都が折れ線グラフになっています。ですから、それぞれの位置関係については、ごらんいただければおわかりかなというふうに思います。</p> <p>グラフの下の棒グラフになるんですけども、こちらは「教科の観点別」、それから、東京都の調査は「読み解く力」という調査も問題がありますので、その分野ごとの平均正答率を東京都のものと比較しております。全体的に言えることでございますけれども、「教科の観点」、それから、「読み解く力」双方において、国語については全ての観点で都の平均を下回っているような状況でございます。その中でとりわけ左側の「書く」、それについては、都を大きく下回るような結果になっております。その右側の「読み解く力」のほうでは、「取出」力、それから「解決」する力、こちらのほうは、都との差が顕著になっているような状況でございます。</p> <p>同様に2ページの社会、それから、3ページが算数、それから、4ページが理科といったような状況でございます。</p> <p>小学校については、国語同様社会、算数、理科の全ての観点別の平均正答率において、残念ながら都を下回っているような状況でございます。</p> <p>それから、小学校のほう、5ページ以降が代表的な問題についてお示しさせていただいているところでございます。今回は、特に都との差が目立った算数について、小学校ではご案内させていただきたいと思います。恐れ入ります。7ページ、お願いいたします。</p>
--------	---

7ページのまず左上ですが、こちらは都と平均正答率はほぼ同じだった問題でございます。他の教科では、都を上回った問題というのをご案内しているところなのですが、小学校の算数については、東京都の平均正答率を上回った問題はございませんでした。ですから、都と平均正答率がほぼ同じというものでご案内しているところでございます。

こちらは、四角1番は、小数の足し算の問題でございます。平均正答率は、都が63.2%、本区が62.7%ということで0.5ポイント下回った、大きく違いはなかったというような問題でございます。

その他、その下をごらんいただきたいと思います。四角8という問題が、都との差がかなり見られた問題でございます。この8番の(2)という問題は、資料2というところにアンケートに解答した人数は32人というような条件が幾つか書いてあります。これを右側の表2に当てはめていって、アルファベットのBというところにどんな数字が当てはまるのかというのを推測していく問題になっていました。

こちらについては、東京都が23.3%、本区の子どもたちについては14.9%ということで、かなり都との差が開いてしまった問題でございます。もちろんこちらは合計であるとかいろいろな欄を埋めていきながら、あいている欄の数字を推測していく問題なんですけれども、そういったところの表の意味であるとか考え方について、かなり課題が見られるということがわかりました。

続きまして、右側、四角7の問題ですが、こちらでも都との差がかなり大きく見られた問題でございます。問題は、図に長方形が書いてあるのですが、ここに四つの円を書いてぴったり入るためには半径を何センチメートルにすればいいかといった問題でございます。解き方としては、円を四つ入れるわけですので、56割る4をやって、まず直径を出します。それをさらに2で割れば半径が何センチメートルというような問題なのですが、こちらでも東京都の平均正答率が52.7%であったのに対して、本区の子どもたちは43.5と、9ポイント以上の差が開いてしまったといった問題でございます。ですから、こちらでも図形に対する経験であるとか思考力、そういったところに課題があることがわかりいただけるかなというふうに思います。

その他、時間の関係で割愛させていただきますけれども、理科であるとかその他の教科も平均正答率が高い問題、それから低い問題というところでご案内しているところでございます。また、ご確認いただければと思います。

続きまして、中学校でございます。中学校につきましても、表紙をまずごらんいただきたいのは、こちらと大きく違うのは対象が全国の学力調査は中

学校3年生でしたけれども、都の学力調査は中学校2年生が対象となっています。それでは、1ページから各教科の文書表をごらんいただきたいと思えます。

中学校については、小学校と若干違いまして、例えば、恐れ入ります。2ページをごらんいただきたいのですが、2ページが社会科になりますけれども、左下の教科の観点のところの「関心・意欲・態度」がこちらは都の平均を上回っているような状況でございます。あとその他、社会科に関しては、その他も都を下回っている観点が多いんですけれども、他の国語や数学に比べますと、都との差が比較的少ない状況になっております。

それから、恐れ入ります。ちょっと飛びまして、4ページの理科をお願いしたいと思えます。こちら国語と数学とは若干異なりまして、左下の「教科の観点」をごらんいただきたいと思えますが、その中の一番上、「関心・意欲・態度」が都を上回っております。それから、その二つ下の「技能」がこちら都を上回っているような状況でございます。

あとそれから、理科に関して申し上げますと、上の折れ線グラフ、正答数分布をごらんいただきたいのですが、国語や数学に比べますと、都の折れ線グラフとのすき間が非常に小さい、ほとんどないということがごらんいただけるかなというふうに思えます。対照的なのが1ページ前の数学でございますが、数学に関しては、17問以上、グラフの右側の問題数になりますと、かなり都を下回るような状況なんですけれども、理科については、その差が見られたとしてもほんのわずかといったような状況でございます。ですから、繰り返しになりますけれども、社会科、理科については、比較的都との差がほとんど小さいというふうに考えていいのかなというふうに思っているところでございます。

それから、5ページが英語になります。こちらは、理科、社会に比べますと若干都との差があるのかなというふうに思えます。特にこちらは、教科の観点、左側ですと「理解」が都との差が著しくなっております。それから、右側の「読み解く力」のほうは「読取」、真ん中のグラフは都との差が著しく差が出ているような状況でございます。

続きまして、中学校については、6ページ以降が代表的な問題になっております。今回は、今、英語の力がかなり話題になっているようでもありますので、10ページの英語の問題をご紹介させていただきたいと思えます。まず、10ページの左側の四角5をごらんいただきたいと思えます。こちらは文章の会話文の中に、括弧で前置詞が入るところがあいております。この前置詞を四つの中から選んで入れるといった問題でございます。こちらは、正

答はアの「of」になるんですけども、こちらは本区の子どもたちが都の平均正答率を7.9ポイント大きく上回っている問題でございます。

それから、その下、四角8番の問題でございます。こちらは、会話文の中に単語を入れかえてちゃんと英文の流れになるようにするといった問題なのですが、こちらは並びかえの問題については、正答はウなんですけれども、こちらが都の平均正答率を4.2ポイント上回っているような状況でございます。

一方、右側、四角2をごらんいただきたいのですが、こちらは実際に音声を聞きながら、その後答えるといった問題なんですけれども、実際に、この10ページでは見える形ということで「放送分」というところは文字にしてありますけれども、実際、ここは生徒は音声で聞き取って答える問題でございます。こちらについては、(1)答えがエになるんですけども、こちらの平均正答率は都を大きく下回る、7.8ポイント下回るような状況でございます。それから、(2)のほうは、正答はウになるんですけども、こちらは3.1ポイント、都を下回るような状況でございます。

したがって、左側の例えば、四角5の問題、それから、四角8の問題、問うている内容は四角2の問題、比較的似ているんですけども、ただ、これが音声を聞いて答えるとなると、かなり正答率が下がる。都との差が出てしまうといったような状況でございます。したがって、今後もこういった会話、実際に音声聞きながら考えるような体験が非常に充実が必要なのかなというふうに課題意識を持っているところでございます。

それから、小・中学校それぞれ最後のページには、全国の学力調査の結果のときと同様に「学力向上に関わる主な取組」ということで添付しておりますので、こちらをあわせてごらんいただきたいと思っております。

早足でございましたけれども、概要は以上でございます。

教 育 長

この件に関しまして、何か質問、意見などはございますでしょうか。

石 井 委 員

まず、小学校のほうからの事柄なんですけど、私のまず意見といたしまして、中学校で理科と社会がよいということで、社会でいきますと、江戸川区の地形的なところがプラスに働いているかななんて思うんですよね。川があり、海が近くにあって山も見えるということで、地理に対しての興味をうまく引き出してくれるような、そういう土地柄かななんていうことを思います。

理科に関しては、やはり理科教育に力を入れているということで、実験を主体にいろいろと先生方、工夫されてくださっていることがすごくプラスに

出ているかなというふうに思えるんですね。

一方では、数学がちょっと悪いということで、これは現場の先生方へのお願い事になってしまうのかもしれないんですけども、数学は一旦わからなくなると、その後わかるようになることはありませんので、ただ一つ、わかるようになることがあるとすると、鶴亀算だとか和差算だとかああいうどうでもいいことをやっていて、後で、連立方程式なんかが出てくる。そこで、なんで鶴の足とか亀の足とか数えていたのなんていうことにもなりますので、例が拳がるとすると、その一つぐらいだろうと思うんですね。わからなくなるとその先わかるようにはならない。なので、どこからわからなくなったのかなというところまで戻られて、それは小学校1年まで戻るのも全然問題ないと思うんですね。とにかくにも何がしかの問題を重ねていってもらえますと、必ず初めはわかるはずなので、そこで1日に1学年ぐらい進んじょうような格好でくると、どこかでぱたっとわからなくなる、そのところから重点的に勉強するというような格好でもって、何かそういう算数をわからせるような仕組みというのが区でできるといいかななんていうのも、ちょっと前から考えております。

指導室長

おっしゃるとおりでございます。数学、算数は積み上げがはっきりしている教科でございますので、ですから、わかるところまで立ち戻って学習するというのはとても大事なことだというふうに思っています。ご案内のとおり28年度から各学校一斉に年間35時間以上補習をやるようにということで、教育委員会が音頭をとって今やっているところでございます。実態を見ますと、かなり子どもによって差があります。ですから、果たして本当に年間35回でいいのかどうかと、そういったことも含めてまた今後、学校とともに考えてまいりたいと思います。以上です。

松原委員

私、これを見て救いをね、いいなと思うのは、小・中学生とも「関心・意欲・態度」がちょっとマイナス1点全部なんだけど、これが非常にいいということなんです。これが救いだなと思うんですよ。ただ、「関心・意欲・態度」はいいんだけど、やっぱり「読み解く力」「書く力」とか表現するということが、特に小学校は課題があるなと思うんですね。やっぱり学校教育の中で、いろいろな行事やりますよね。学芸会とかありますよね。そういった行事の中で、子どもたちがもっともっと主体的に取り組んでいくような部分で、図工における表現力とかそういうものが鍛えられると、この差がもっと減るんじゃないかなと思うんです。ですから、子どもたちの「関心・意欲・態度」

	<p>というものも非常にいい線いっているので、ぜひ頑張っていかなければと思います。つまり日常の教育活動の中で、興味・関心をもっと生かして思考力を育てていくという、そういう視点ですね。</p>
上野委員	<p>今、松原委員がおっしゃった「関心・意欲・態度」というものは具体的にどういうところからわかりますか。</p>
指導室長	<p>例題をご案内するのが早いかなと思っています。小学校の8ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>これは、小学校8ページは、理科の問題をちょっと選んで載せたものなんですけれども、ちょっと定型的な今、「関心・意欲・態度」のお話がありましたので、それにお答えできる問題なのかなと思いますので、ご案内したいと思うんですけれども、左の四角10番の問題が、かすかではあるんですけれども、都の平均正答率を上回っている問題です。</p> <p>ちょっと問題の一部をご紹介しますと、(4)の問題なんですけれども、「あなたは、自由研究で取り組んだ観察や実験の結果が、予想と違っていた場合、どうしますか。次のアからエまでの中にはふさわしいものが幾つかありますが、あなたの考えに最も近いものを選びましょう。」といった問題でございます。実際、4択の問題なのですが、正答肢はアとウとエの三つでございます。これはごらんいただくと、観察や実験の結果が違っていたときにどうするかということですので、例えば、「ア」の「もう一度、観察、実験をやって結果と予想を比べる。」と、そういったものも行動としてはいいだろう。理科に関心のある子どもであればそういうこともやる可能性がある。それから、「ウ」でございます。「観察や実験の結果を見直して、条件などを変えて追加の観察や実験を行う。」これも実際に得られた結果がちょっと違うなと思ったら、もう一度実験計画を考え直して使う器具を変えたりとかいろいろなことをしながら追加実験を行うと。それから、「エ」でございます。これ今どきのかなと思うのですが、「インターネットなどを使って、他の方の研究を調べて、その結果と比べる。」と。ですから、態度としては、アもウもエもいいだろうというところになります。</p> <p>しかしながら、例えば、誤答肢である「イ」に関しては、これは「予想した結果のようになるはずだったと考えて、結果をまとめようとする。」つまり違っていてもそのまま予想したものをもとにして結果をまとめると。ですから、これは科学を追及する態度としてはよくないということで誤答肢になるんですね。ですから、これは都の問題の作成者も非常に毎年苦労している</p>

石井委員	<p>のですが、「関心・意欲・態度」というのは、それぞれの教科ならではの望ましい態度を選ばせようというような問題になっていますので、ですから、三つ正答になりますので、三つのうちのどれかを選べば正答ということなので、正答率は大体9割ぐらいになるというような問題でございます。</p> <p>ちょっと全然関係のないことから始まってしまいうんですけれども、何かの本で読んだことがあるのですが、アメリカの高校で非常に荒れている高校があったと。その高校の生徒に対して、朝、10分なり15分なり運動をさせるというようなことをやらせましたところ、学力がめきめきと向上したというようなそんなことを読んだことがありまして、ここから先は自分で調べればいいことなので、一応コメントだけということでお聞きください。それぞれの小学校、中学校で、朝、積極的に運動しているという学校があると思うんですね。そういう学校の成績というのをいろいろとピックアップして、そうでないところと比べたときにどのぐらい優位差があるのかなのかということを見てみたいなんて今、思いました。次回ぐらいに紹介できればと思います。</p>
上野委員	<p>この両方とも一番表に書いてあるように、児童・生徒一人一人の学力の向上を図ると、やっぱりこの調査の目的というのは一人一人の学力の向上ということであって、何%の人がどれだけの成績をとるかという問題じゃないと思うんですね。ここが一番肝心なことだと思うのですが、この間、私が一之江第二小学校で挨拶をしましたが、その前にいろいろなこちらからもらった資料や学校から出ているものを読ませてもらったんですね。そのときあっと思ったのは、それぞれ全国レベルの調査の平均率より当校は上だって言うんです。驚いたんですね。全部上だと。それで、3年ないし4年ぐらい前からそれが続いているということが書いてあったんですね。どういう教育、どういうところに要因があるのですかと聞いたら、やはり一人一人の個性、実態をよく見て、そしてやっているんだというから、そこまでしか聞かなかったのですが、驚いたんです。</p>
指導室長	<p>ありがとうございます。私どもは、区全体のデータを取りまとめるという役割上、こういった資料を毎回お示しさせていただいています。ですから、区全体で平均という形にしてしまうと、国とか都を下回るというような表現が多くなってしまいます。ただ、上野委員さん、おっしゃっていただいたように学校別に見ますと、かなり幾つかの学校では、全国や都の平均をかなり</p>

	<p>上回っているような状況でございます、各学校は各学校のホームページとか、後は校長が毎月保護者宛てに学校だよりとかを出すと思うのですが、そういったもので結果を、こういったことをやってこういった結果になるんだというようなことをPRしている学校も多ございます。ですから、実際にはかなりいろいろなところで授業を含めて頑張っている学校ありますので、また、いろいろな機会にごらんいただいて、励ましの言葉をいただければありがたいなというふうに思います。</p>
上野委員	<p>あの学校は、生徒数も全体の中では大型校のうちに入っているんですね。</p>
指導室長	<p>大きいです。</p>
上野委員	<p>だから、大型校であって、そして全体的にも平均率がいいと。特に個性に応じた個別的な指導をしていると書いてあるので、いい参考例になるんじゃないかな、江戸川区の。ちょっと印象に残っていたものですからね。</p>
教育長	<p>他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>次に、教職員の人事についての報告に入ります。この報告事項は人事に関する案件であるため江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会により審議したいと思えます。この発議に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">〔賛成者挙手〕</p>
教育長	<p>ありがとうございます。賛成多数と認めます。これにより会議は秘密会となります。なお、秘密会終了後の再入室は可能です。</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人退室〕 〔秘密会〕 〔秘密会終了〕</p>
教育長	<p>以上をもちまして、平成30年第24回教育委員会定例会を終了いたします。</p> <p>閉会時刻 午後2時10分</p>